

事前調査に関するこれまでの主な施策

1 法令による事業者への義務づけ

- 平成 7 年 事前調査を義務づけ（特定化学物質等障害予防規則を改正）
- 平成 17 年 不明な場合の分析を義務づけ（石綿障害予防規則を制定）
- 平成 21 年 調査結果の概要の掲示を義務づけ（石綿障害予防規則を改正）

2 関係省庁が整備した情報等の周知

- ・「石綿（アスベスト）含有建材データベース」について、厚生労働大臣指針・通知・マニュアル等で周知
- ・「目で見えるアスベスト建材」について、通知・マニュアル等で周知

3 石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が事前調査を行うよう大臣指針に基づき指導

- ・厚生労働大臣指針を制定（H24. 5）
- ・建築物石綿含有建材調査者（H26. 4. 23 基発 0423 第 7 号～）
- ・日本アスベスト調査診断協会の登録を受けた者（H24. 5. 9 基発第 0509 第 10 号～）

4 有識者による検討などを行い、様々な施策を実施

- ・労働災害防止団体に対して指導等を行い、団体においてマニュアルを作成
- ・厚生労働大臣指針を制定（H24. 5）
- ・各種通知の発出（H24. 2. 13、H24. 10. 25、H25. 1. 7 等）
- ・見落とししやすい事例をまとめたリーフレットを作成
- ・石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（作成 H25. 3、最終改訂 H30. 3）
- ・石綿作業主任者向け事前調査講習テキスト（作成 H29. 8）
- ・これまでに集積された知見を踏まえ、事前調査を適切・有効に行うための主な留意点をまとめて通知を発出（H30. 4. 20）